

平成 29 年 3 月 10 日

各 位

会 社 名 E R I ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 増 田 明 世  
(コード番号：6083 東証第一部)  
問 合 せ 先 広報 I R グループ長 吉川 到  
(TEL. 03 - 5770 - 1520)

### 子会社への建築基準法に基づく監督命令について

当社子会社である日本 E R I 株式会社は、同社の確認検査員が建築物の確認審査を行った際建築基準法第 55 条第 1 項及び同法施行令第 126 条の 2 第 1 項の規定に適合しない建築計画を看過して確認済証を交付したことを理由に、本日、国土交通省より建築基準法に基づいた下記内容の監督命令を受けましたので、お知らせいたします。

記

#### 【監督命令の内容】

- ① 建築計画が建築基準関係規定に適合しない不十分な審査の再発防止に関する業務改善計画書を平成 29 年 3 月 31 日までに提出すること。
- ② 当該計画の提出の日から一年間、その実施状況について監視委員会の審議等を経た上で、四半期ごとに報告すること。

※当該命令の対象となった建築物については、建築途上であったことから必要な建築計画の変更を行なったうえ建築基準法に適合した建築物として竣工しております。

お客様並びに株主の皆様をはじめ、関係の皆様にご心配をおかけし、心よりお詫び申し上げます。

日本 E R I 株式会社は今回の監督命令を厳粛に受け止め、法令遵守の徹底はもとより、確認検査業務における業務水準の更なる引き上げを図り信頼回復に努めてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件による今期業績への影響は軽微です。

以 上